

墨田区押上保育園の指定管理者の指定について

1 指定する施設

墨田区押上保育園
墨田区押上二丁目10番17号

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者とする団体の概要

- (1) 名称
社会福祉法人雲柱社
- (2) 所在地
東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
- (3) 代表者氏名
理事長 服部 榮
- (4) 沿革
昭和28年7月 法人設立
- (5) 同種事業(認可保育所)の運営実績
 - ア 本区での実績
大正12年度～ 光の園保育学校
平成21年度～ 墨田区押上保育園(指定管理者)
 - イ 他自治体での実績
江東区 神愛保育園、ともしび保育園
葛飾区 黎明保育園
練馬区 練馬区立光が丘第六保育園(運営委託)
世田谷区 祖師谷保育園、烏山保育園、いずみの園保育園
小金井市 愛の園保育園
あきる野市 五日市保育園
狛江市 虹のひかり保育園、めぐみの森保育園
御殿場市 高根学園保育園

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集について

現指定管理者による施設の管理運営状況について、主管部検討部会による評価を踏まえ、選定委員会において審議した結果、区が定める水準を充たしており、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第5号カに該当するため、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することとした。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱(抄)

(公募によらない指定管理者の指定)

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別の事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (5) 次に掲げる施設において現に公募(予め募集要項に明記する場合に限る。)を経て指定管理業務を行っている事業者で、当該指定期間における指定管理者事業評価の結果が区が定める水準を充たしているものを引き続き選定する場合
カ 保育園

(2) 選定経過

選定委員会において、応募事業者からの申請書類(事業計画書、財務諸表、人員配置計画書等)及び主管部検討部会における評価等に基づき、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目について審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、選定した事業者は、審査の合計点が高得点であり、墨田区押上保育園の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

5 業務計画の要点

(1) 管理運営の方針

保育目標を次のとおり掲げ、本施設の管理・運営を行うとしている。

- ・ありのままの自分が受け入れられ、自己発揮でき、考えて行動できる子ども
- ・のびのびとしなやかに、体を動かして遊ぶ子ども
- ・基本的な生活習慣が身につく、見通しをもってできることを自分でする子ども
- ・さまざまな人との関わりを大切に、思いやりをもって共に生きる子ども
- ・自然や命あるものとの出会いを大切に、豊かに感じとり表現する子ども

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上に関する提案

子どもの個人差に配慮し、一人ひとりの気持ちを受け止める。

保育ママと連携し、身体測定、園庭開放、代替保育等を行い、保育ママの相談の場としての役割を担う。

保育参加や参観、行事毎にアンケートを行う。また、クラス毎に保護者懇談会を行い、園の運営に関する意見を伺うほか、意見箱を設置する。意見、感想及び対応内容等を園だよりに掲載して周知するとともに、情報共有を図り、次の取組に活かす。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

指定管理料（提案額）：244,352,720円

子どもが、より安全で快適な生活ができるよう、保育者だけではなく栄養士や看護師と常に連携し、様々な問題について情報共有を図って、円滑な運営に努める。児童館や保育園との合同研修等で培ってきた経験を活かし、切れ目のない保育を目指して、子どもの成長をサポートする。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

職員育成に力を注ぎ、経験者と新人のバランスを取りながら、長く勤めてもらうよう努める。また、保育士養成校との繋がりを強め、人材の育成や確保が円滑になるよう連携する。

独自の自己評価チェックリストを用いて、職員の資質の向上を図る。

災害時（引渡し）訓練のときに、地域消防団に交通誘導と併せて、災害に関する講話を依頼する。

【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通常保育(4月現在)	101人	101人	101人
延長保育	356人	315人	317人
一時延長保育	972人	885人	980人
一時保育	970人	668人	780人
年末保育	1人	27人	23人
指定管理料	217,467,108円	225,487,257円	228,904,212円

(2) 管理運営状況に関する評価

ア 業務運営について

- ・野菜の栽培に取り組み、収穫した野菜を給食やおやつ、クッキング保育で使っている。野菜が苦手な子も食べられるようになるなどの成果が出ている。
- ・保護者からの苦情の解決に当たり、区と積極的に連携している。
- ・その他、業務運営について要求水準どおり実施されている。

イ 運営体制・管理体制について

- ・区の研修のほか、法人や外部の研修にも積極的に参加している。
- ・その他、運営・管理体制は要求水準どおり実施されている。

審 査 結 果

審査項目ごとの合計点による審査

9名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人雲柱社
1 利用者サービスの向上 (34点×9人 = 306点)	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	239点
2 効率的・効果的な施設の運営 (34点×9人 = 306点)	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか	237点
3 事業計画の遂行能力 (32点×9人 = 288点)	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	230点
合計点 (100点×9人 = 900点)	706点

墨田区押上保育園指定管理者応募事業者概要

事業者名		社会福祉法人雲柱社
1 利用者サービスの向上	(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長に添ったカリキュラムを計画し、保育園が心地よい場となるよう努める。 ・障がい児保育を行う。また、アレルギー児への除去食・代替食の対応をする。 ・登園時に管理職が門前に立ち、保護者（子ども）一人ひとりと関わりを大切にする。 ・園児個別の記録による成長発達や心理相談によるアドバイス等の報告を基に、会議等で職員全体に情報共有し、日々の保育に取り入れる。
	(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自己肯定感を持ち、育っていけるよう援助する。 ・子どもの個人差に配慮し、一人ひとりの気持ちを受け止める。 ・園外保育によって社会に触れ、多くの人と交流し、社会性を育む。 ・保育ママと連携し、身体測定、園庭開放、代替保育等を行い、保育ママの相談の場としての役割を担う。 ・子育て支援センターと協力し、保護者支援を担って個別に支援する。
	(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・どうぶつ将棋の考案者を招き、それを通じて礼儀作法を学ぶ。また、虫博士を招き、昆虫等の生態や飼育方法を学ぶとともに、珍しい昆虫等を見たり、触れたりする機会を設ける。 ・ピアニストや音楽大学生ボランティアによる演奏を聴き、親しむような機会を設ける。 ・専門講師の指導の下、リズム遊びを通じて、体力向上や表現力がつくような機会を設ける。
	(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・保育参加や参観、行事毎にアンケートを行う。また、クラス毎に保護者懇談会を行い、園の運営に関する意見を伺うほか、意見箱を設置する。意見、感想及び対応内容等を園だよりに掲載して周知するとともに、情報共有を図り、次の取組に活かす。 ・保護者を対象にアンケートを行い、その内容を開示するとともに、改善に取り組む。
	(5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て安心ステーションを充実させ、登録者が継続的に来園できるよう、また気軽に利用できるよう、PR方法を検討して実施する。 ・園庭開放を積極的にPRし、来園した親子に対しての相談等について、充実を図る。 ・卒園した子どもの育ちを援助する観点から「一年生の会」を行う。 ・児童館での子育てひろば支援・講演・相談について協力するとともに、情報の交換と共有に努める。 ・区立児童館へアドバイザーとして職員を派遣し、子育て支援を行う。
2 効率的・効果的な施設の運営	(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育ての拠点として相談を受け、内容によっては他の専門機関につなげる。 ・子どもが、より安全で快適な生活ができるよう、保育者だけでなく栄養士や看護師と常に連携し、様々な問題について情報共有を図って、円滑な運営に努める。 ・職員のワークライフバランスを考えて働きやすい環境を整え、チームワークを基に保育サービスや質の向上に努める。
	(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・2事業者以上の見積もり合せや光熱水費等の節約に取り組む。 ・勤務時間内に終業できるよう、業務の合理化に取り組む。
	(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<p>【指定管理料】 244,352,720円</p>
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は区内在住者を優先雇用し、パート職員はできるだけ区内在住者に依頼する。 ・給食食材購入業者の2/3は、区内事業者を利用しており、継続できるよう努める。
	(5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・区立図書館の利用、ボランティアの育成及び保護者の積極的参加等、地域資源を活用する。 ・地域の老人会との関わりの中で、子どもと高齢者の相互交流が深まるように努める。 ・区内学童クラブ、児童館及び小学校を、年長が見学し、就学へ向けて期待できるようにする。 ・児童館や保育園との合同研修等で培ってきた経験を活かし、切れ目のない保育を目指して、子どもの成長をサポートする。
3 事業計画の遂行能力	(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<p>【自己資本比率】 平成27年度：74%、平成28年度：76%</p> <p>【流動比率】 平成27年度：178%、平成28年度：221%</p> <p>【長期固定資産適合率】 平成27年度：86%、平成28年度：83%</p>
	(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成に力を注ぎ、経験者と新人のバランスを取りながら、長く勤めてもらうよう努める。また、保育士養成校との繋がりを強め、人材の育成や確保が円滑になるよう連携する。 ・保育士数は、適切な人数（要求水準：25名以上（うち常勤職員20名以上））を配置予定 ・経験年数も考慮しバランスよく職員配置されている。
	(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の自己評価チェックリストを用いて、職員の資質の向上を図っている。 ・園長予定者は経験豊富であり、経験年数が24年である。 ・区や外部研修、法人内の研修制度を活用し、専門性を高め、より質の高い保育を目指す。 ・管理職向けに労務管理や会計研修を行う。また、各施設の報告から、情報共有や問題解決に取り組む。 ・現場における技能や知識習得等職員育成のため、自主的な学びの場を設ける。
	(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・保育日誌・児童票等の個人情報に関する書類は、施錠できる場所に保管し、保存年限を厳守する。 ・職員は、墨田区個人情報保護条例及び当法人の規程を理解し、在職中及び退職後も個人情報に関することを他に漏らさぬようにするため、入社時に誓約書を提出する。また、個人情報について、研修や会議で周知徹底する。 ・パソコン・USBメモリー等個人情報に関するものの取扱いは、管理徹底を職員に周知する。 ・情報公開請求があった場合、墨田区情報公開条例に準拠した当法人の規程に従い、対応する。
	(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時（引渡し）訓練のときに、地域消防団に交通誘導と併せて、災害に関する講話を依頼する。 ・職員で構成された安全委員会を月一回開催し、危険箇所等を安全チェックリストを用いて点検する。 ・年2回、消防署員の出向を要請し、訓練を受ける。 ・意見や苦情を受けたときは、園全体で情報共有し、改善策等検討する。内容によっては行政や法人、園が契約している危機管理アドバイザーと協議し、対応する。 ・年2回、法人第三者委員を集め、苦情と解決のプロセスについて、報告や検討の場を設ける。